

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長  
(鹿児島県教育委員会教育長)

確認書類に係る原本証明の取扱いの見直しについて (通知)

公立学校共済組合の事務手続きの確認書類について、下記のとおり取扱いを見直すこととしましたので通知します。

記

**1 見直しの内容**

これまで当支部に提出する確認書類のうち原本を提出しないもの（共済のしおり等で提出書類が「写し」となっているもの）については、各確認書類に所属所長による原本証明を行うこととしておりましたが、この取扱いを廃止します。

**2 見直しの理由**

申請書類等には所属所長の事実証明欄があり、確認書類についても包括的に所属所長が確認しているものと解釈できることから、原本証明を不要とすることで各所属所における共済事務担当者の事務処理の負担軽減を図るものです。

**3 見直しの範囲**

組合員及び扶養親族の資格得喪、短期給付事業（出産、死亡、休業等に対して行う給付事業）、共済掛金に係る事務手続きの確認書類

**4 見直しの時期**

本通知日以降に当支部に提出するものから実施

(既に原本証明を行っている確認書類を送付することは差し支えありません。)

**5 留意事項**

- (1) 写しを提出する際の原本証明は不要となりますが、今後も所属所において原本との照合のうえ提出してください。
- (2) 事務処理上、所属所長の原本証明が必要となる場合は個別に依頼します。
- (3) 各申請書類等のうち注記欄に確認書類の原本証明について記載しているものについては後日様式の改定を行います。

問合せ先 担当 福利係・年金給付係 電話 099-286-5205
---